

議案第 5 1 号

市長専決処分の報告と承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 4 月 2 0 日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

渋川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、別紙の
とおり専決処分する。

令和2年3月31日

渋川市長 高 木 勉

渋川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

渋川市国民健康保険税条例（平成18年渋川市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第26条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の渋川市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものである。

茨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u></p>

を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

令和2年度 賦課限度額の引き上げ及び軽減対象区分の拡大による影響について

①賦課限度額の引き上げ

令和元年度 医療：610,000円、支援：190,000円、介護：160,000円＝合計960,000円

令和2年度 医療：630,000円、支援：190,000円、介護：170,000円＝合計990,000円

	医療分		支援分		介護分		合計：円
	限度超過世帯数	限度超過額：円	限度超過世帯数	限度超過額：円	限度超過世帯数	限度超過額：円	
改正前	163	70,720,509	221	29,444,110	77	11,496,514	111,661,133
改正後	147	67,635,906	221	29,444,110	70	10,760,368	107,840,384
影響額	16	3,084,603	0	0	7	736,146	3,820,749

※ 影響額の内訳：医療分 2万円増税：147世帯/2,940,000円 2万円以下の増税：16世帯/144,603円 合計3,084,603円
 介護分 1万円増税：70世帯/ 700,000円 1万円以下の増税：7世帯/ 36,146円 合計 736,146円

②軽減対象区分の拡大

令和元年度 5割軽減：33万円＋28万円×被保険者数、 2割軽減：33万円＋51万円×被保険者数

令和2年度 5割軽減：33万円＋28万5千円×被保険者数、 2割軽減：33万円＋52万円×被保険者数

		医療分		支援分		介護分		合計：円	総世帯数	
		世帯	軽減額：円	世帯	軽減額：円	世帯	軽減額：円		医療支援	介護
改正前	7割	3,339	134,197,000	3,339	48,002,850	1,300	16,212,000	198,411,850		
	5割	1,811	61,893,000	1,811	21,992,625	621	5,858,500	89,744,125		
	2割	1,344	19,084,000	1,344	6,777,450	500	1,952,000	27,813,450		
	計	6,494	215,174,000	6,494	76,772,925	2,421	24,022,500	315,969,425	11,551	4,815
改正後	7割	3,339	134,197,000	3,339	48,002,850	1,300	16,212,000	198,411,850		
	5割	1,854	63,280,000	1,854	22,495,500	632	5,982,000	91,757,500		
	2割	1,340	19,134,000	1,340	6,794,550	504	1,961,600	27,890,150		
	計	6,533	216,611,000	6,533	77,292,900	2,436	24,155,600	318,059,500	11,551	4,815
影響額	7割	0	0	0	0	0	0	0		
	5割	43	1,387,000	43	502,875	11	123,500	2,013,375		
	2割	△4	50,000	△4	17,100	4	9,600	76,700		
	計	39	1,437,000	39	519,975	15	133,100	2,090,075		

※①、②ともに令和元年度3月末時点のデータにより試算（所得増減、被保険者数については増減なしで試算）